

福島県立岩瀬農業高等学校宇津峯寮給食業務委託契約書（案）

- 1 業務委託の名称 福島県立岩瀬農業高等学校宇津峯寮給食業務
- 2 業務委託の場所 福島県岩瀬郡鏡石町豊田 5 5 2 番地
福島県立岩瀬農業高等学校 宇津峯寮
- 3 業務委託の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
- 4 業務委託金額 年間 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
月額 別表のとおり
- 5 契約保証金

上記業務について委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として福島県立岩瀬農業高等学校宇津峯寮（以下「寮」という。）の給食業務（以下「給食業務」という。）に関し、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（総則）

- 第 1 条 この契約における給食業務等とは、農業経営者育成農業高等学校として寮生活を通じて自主責任、協調性ある人間教育を推進することを基本に、甲が必要と認める生徒等（以下「受給者」という。）に対する給食、飲食物の提供を行う給食業務をいう。
- 2 乙は、この契約に基づく給食が生徒の健康維持推進を目的とするものであることを認識し、保健衛生に万全の注意を払い十分な栄養を有する給食を提供するものとする。
 - 3 乙は、別紙仕様書に基づき頭書の期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を誠実に履行しなければならない。
 - 4 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

（信義誠実の原則）

- 第 2 条 甲乙両者は真義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（経費負担）

- 第 3 条 次の各号に掲げる経費については、本契約とは別に、甲が負担する。

- (1) 給食施設（厨房、給食事務室、食堂、休憩室、食品庫、専用便所等）の維持費
- (2) 光熱水費・燃料費
- (3) 物品の購入費及び修繕費
- (4) 消耗品・衛生薬品及びその他の物品費

（受給者の給食費）

- 第 4 条 本契約による受給者の給食費及び精算については次による。

- 2 給食材料費は概ね次の基準とする（各 1 食あたり主食・副食共、消費税を含む。）。

朝 食 300円 昼 食 350円 夕 食 450円

- 3 乙は1ヶ月分の給食材料費を翌月15日まで甲を通じて受給者に請求し、甲は請求金額を確認し受給者に通知、請求日の属する月の月末までに乙に支払わせるものとする。
- 4 その他、特別食のある場合はその都度協議する。
- 5 乙は給食費の収支を毎月甲に報告する。

(業務従事者)

- 第5条 乙は、給食業務に従事する職員について、資格を証する免許等の写しを添えて甲に名簿を提出するものとする。なお、職員の変更の際も同様とする。
- 2 甲は、乙の従業員が業務を行うのに不相当と認めたときは、その者の業務従事を停止、又は中止させることができる。

(給食責任者)

- 第6条 甲は、業務に関し、監督又は指示をする給食責任者を置き、その職・氏名を乙に通知するものとする。
- 2 給食責任者は、この契約書及び仕様書に定められた事項の範囲において必要な監督を行い、第7条に規定する乙の業務責任者に対して指示を与える等の職務及び第11条に定める履行検査、第12条に定める業務履行確認等を行うものとする。

(業務責任者)

- 第7条 乙は、業務従事者の中から業務責任者を1名選任し、書面をもってその職・氏名を甲に通知し、甲の承諾を受けなければならない。
- 2 業務責任者は、業務の履行及び業務従事者の健康管理及び衛生管理に万全を期さなければならない。

(安全・衛生)

- 第8条 乙は、労働基準法及び関係法規を遵守し、所轄保健所の諸検査に従うとともに職員の内での行動は甲の諸規程によるものとする。
- 2 乙の重大な過失により食中毒又は法定伝染病が発生した場合には、乙は誠意をもって賠償の責に任ずるものとする。但し、その原因等については所轄官公庁の判定に基づくものとする。

(研修等)

- 第9条 乙は、給食の水準の維持、向上及び衛生管理の徹底のため、常時研究を行うとともに、業務従事者の資質の向上に努めるものとする。

(施設、設備等)

- 第10条 甲は、乙に対して給食を提供するために必要な施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を無償で貸与する。
- 2 乙は、前項の規定により借用した物件について借用証目録を提出するものとする。

- 3 乙は、甲より借用した施設等を善良に保管し、清潔に保持、整理整頓、経費節減を図り、火災等の防止に責任を負うものとする。万一、乙が故意、又は重大な過失により施設等を滅失又は損壊させた場合は、実費を弁済しなければならない。
- 4 乙は、借用物件を改変するときは、甲の承認を受けなければならない。
- 5 契約期間が満了したとき、又は中途解約のときは、乙は借用物件を速やかに甲に返還しなければならない。
- 6 乙は、施設等を甲の指示する給食業務以外に使用してはならない。

(履行検査)

- 第 11 条 乙は、その日の業務を履行し終わったときには、その旨を直ちに甲に申し出、甲は仕様書等に基づき検査を行うものとする。
- 2 乙は前項の検査に立ち会うものとする。
 - 3 乙は第 2 項の検査の結果、不合格となった場合は乙の負担において直ちに手直し又はやり直しを行わなければならない。
 - 4 乙は手直し又はやり直しを終えたときは、甲に申し出て検査を受けなければならない。

(完了報告及び委託料の支払)

- 第 12 条 乙は毎月 10 日までに業務完了報告書により前月分の業務履行に係る業務完了報告を行い、甲の確認を受けなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、その都度業務の遂行状況について乙に報告を求め、もしくは調査し、又は指示を受けるものとする。
 - 3 甲は、前 2 項の確認等の結果、改善すべきものがあると認めた時は、乙に対して改善を求めることができる。
 - 4 前項の規定に基づく改善を求められた場合、乙は直ちに改善して甲の確認を受けなければならない。
 - 5 乙は、業務完了確認の結果、適正に履行されたと認められたときは、当該月分の請求書を甲に提出するものとする。
 - 6 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料月額を支払わなければならない。

(検査等)

- 第 13 条 乙は、甲及び関係機関の調査、検査等に協力しなければならない。また、甲及び関係機関は、調査、検査等に関し、乙に対して指導助言ができるものとする。

(法令上の責任)

- 第 14 条 乙は、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、食品衛生法その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

(校内の規程)

- 第 15 条 業務従事者の校内での行動は、甲の諸規程によるものとする。

(秘密保持義務)

第 16 条 乙は、業務の遂行上知り得た甲の秘匿すべき情報について、第三者に漏らしてはならない。

また、本契約の解除及び終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(第三者への損害賠償責任)

第 18 条 乙は、業務委託の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その旨を甲に直ちに報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

2 甲が前項の場合において、乙に変わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は、滞なく甲の求償に応じなければならない。

(談合による損害賠償)

第 19 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項第6号の公正取引委員会が指定する行為のうち不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する行為にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあってはその役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においてもなお効力を有する。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(内容の変更)

第 20 条 甲は、必要があるときは、業務委託契約の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この賠償額は、甲乙協議して定める。

(契約の解除)

第 21 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 正当な理由により解除を申し出たとき。

二 乙の責に帰する事由によりこの契約を履行しないとき、または履行の見込みがないとき。

三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 契約の相手方が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

五 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

2 乙は、甲がこの契約に違反し、それにより業務を遂行することが不可能になった場合は、期間を定めて本契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(賠償金等の徴収)

第 23 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年 2.5 パーセントの割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の延滞金を徴収する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 24 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 25 条 乙は、契約の履行についていかなる方法をもってするを問わず、受託業務の全部又は重要な部分を第三者に請負させ、又は委託してはならない。

2 乙は、受託業務の重要でない部分を第三者に請負わせ、又は委託しようとするときは、下請者又は受託者の選任について書面により甲に申し出、その承認を受けなければならない。

第 26 条 甲、又は乙が契約期間中において解約し、又は全部もしくは一部を改訂しようとするときは、1 ヶ月前に申し出て甲乙双方協議のうえ、決するものとする。

第 27 条 経済情勢、又は甲の事情により急激な変化が生じた場合は、甲乙協議のうえ委託料を変更することができる。

第 28 条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 29 条 前条の協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

令和 4 年 4 月 日

甲 福島県岩瀬郡鏡石町桜町 2 0 7 番地
福島県
福島県立岩瀬農業高等学校長 高橋 豊治

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指

示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。